

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があつた。

令和三年五月二十五日

神奈川県選挙管理委員会
委員長 国 吉 一 夫

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出
をした者の氏名

取消年月日

岡部 裕三

三、三、三一

小野倫太郎

三、四、二九

須田 幸平

三、四、二〇

高谷 清彦

三、四、二七

徳成 仁

三、四、一四

(二) 法第十九条第三項第二号による届出

資金管理団体の届出
をした者の氏名

資金管理団体の名称

資金管理団体で
なくなった年月日

永田
澄子

永田よしのり
後援会

三、
四、二七